

但馬（円山川等）地域総合治水推進計画の見直しについて

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨や、平成 28 年 8 月の台風 10 号等では、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済損失が発生した。また、全国各地で頻発・激甚化する豪雨に対応するため、「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」との考えに立ち、ハード・ソフト対策を一体として、社会全体でこれに備える「水防災意識社会」の再構築に向けた取組みが必要となった。

この取組みを中小河川も含めた全国の河川でさらに加速化させ、洪水等からの「逃げ遅れゼロ」と「社会経済被害の最小化」を実現し、関東・東北豪雨や台風 10 号のような被害を二度と繰り返さないための抜本的な対策を講じるため、「水防法等の一部を改正する法律」が平成 29 年 6 月に施行された。

これらを踏まえ、但馬（円山川等）地域では、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進するため、以下のとおり、計画内容の一部を見直す。

（1）水防法の改正を踏まえた主な追加項目

水防法の改正に伴い但馬（円山川等）地域で取り組む事項を追加する。

○想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図の作成・周知

…平成 28 年度に国直轄区間において作成、公表済。県管理河川においては、水位周知河川は平成 34 年度までに、その他の河川についても順次作成を進めることを記載する。（P6-4）

○ホットラインの構築

…水位周知河川の沿川市町と河川管理者において、既にホットラインを構築しており、毎年水防連絡会を活用して連絡体制を確認することを記載する。（P6-9）

○水害対応タイムラインの策定

…水位周知河川において、水害対応タイムラインを作成しており、毎年水防伝達演習等を活用して水害対応タイムラインの検証を行うことを記載する。（P6-9）

○市町による想定最大規模洪水を対象とした取り組み

・ハザードマップの作成、周知

…想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図が作成された際には、当該浸水想定に基づく水害ハザードマップの作成を検討することを記載する。（P6-5）

・自主防災マップの作成支援

…想定最大規模降雨による洪水を対象とした、自主防災マップづくりの支援について検討することを記載する。（P6-25）

○要配慮者利用施設における避難確保計画作成の支援

…浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設において、避難確保計画の作成が義務化された。市町は、避難確保計画の作成を施設管理者に促し、避難訓練の実施を支援することを記載する。（P6-29）

（2）各種データの更新、取組み内容等の時点修正